

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

○ 氏のみ記載、仕入税額控除認めず

Q：消費税の仕入税額控除の適用にあたっては、帳簿等の記載事項や保存等に要件があると聞きました。詳しく教えてください。

A：消費税の計算は、原則として、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税を控除した税金を納めることとなっています。

消費税における仕入税額控除の適用に当たっては、「所定の事項を記載した帳簿等を保存しておかなければならない」とされています。

具体的には、災害等のやむを得ない事情を除き、仕入先の氏名・住所、仕入日、仕入対価その他の所定の事項を記載した帳簿、請求書を保存しておく必要があります。

これらの内容を記載した帳簿等を保存していない場合は、たとえ課税事業者が事業として資産の譲渡等を受け対価を支払っていても、課税仕入れに係る税額控除はできないこととされています。

国税不服審判所でこのほど判決があった事例ですが、法人である事業者の帳簿等には、仕入先の氏名の「氏」のみが記載されており、住所等その他の記載がなかったため、記載要件を欠くとして仕入税額控除の適用は認められないとの判断を示しています。

払わなくてもよい税金を納めることにならないよう、日頃から帳簿等は正しくつけるようにしましょう。

